

平成24年度

第2回岡山市保健福祉政策審議会における主要な意見

- 1 日時 平成24年6月27日（水）13：59～15：35
- 2 場所 岡山市保健福祉会館9階 機能回復訓練室
- 3 出席者 委員8名
- 4 傍聴者 報道1社、傍聴者1名
- 5 議題 ・地域主権一括法の制定に伴う関係条例整備の概要について
- 6 主要な意見

＜地域主権一括法の概要について＞

- ・ 何年後かに各条文を読んだ時に、この条文が従うべき基準であったか、それとも参酌すべきものであったか分からなくなる可能性がある。

＜岡山市理容師法施行条例(一部改正)について＞

- ・ 自主性、自立性の中で岡山市が一つ条例制定権を持って条例の改正又は制定をするのであれば、もう少し岡山市らしさを1つでも2つでも入れてはどうか。
- ・ 今まで問題が生じていなかったということで岡山県の条例をそのまま使うという説明であったが、問題がなかったのではなく、その問題に多分気付いてないのではないか。
- ・ 条例の中に公衆衛生の個々の基準を盛り込められないのであれば、違う形（ガイドラインなどに入れて）で各業者への指導を取り組んでほしい。
- ・ 条例で定める部分というのは、基本的には健康被害が出る又はおそれがあるものを規制していこうというレベルであると思う。
- ・ 条例に岡山市らしさというのは、必要であるが、このような環境衛生とか衛生上の基準みたいなものを別途条例に定めるとなると、もう少し時間的にいろんな専門家の意見を聴いた上でないとなかなか難しいのではないか。

＜岡山市美容師法施行条例(一部改正)について＞

- ・ エステティックサロンは、どんな法律により規制されているのか。

＜岡山市クリーニング業法施行条例(一部改正)について＞

- ・ クリーニング店に併設されたコインランドリーは、規制を受けているのか。
- ・ 環境衛生関係の法律で衛生面の観点からいろんな規制のかかる条例について、実際の条例の各条文は割と抽象的で、より具体的な基準というのは国のガイドラインで定められている。

＜(仮称)岡山市興行場法施行条例(新設)について＞

- ・ これが対象となるのは、映画館や劇場などが対象となるのか。
- ・ 収容能力とか広さとかではなく男性用便所1箇所以上など、最低基準を設定した条例なのか。

<(仮称)岡山市医療法施行条例(新設)について>

- 医師が常時3人以上勤務する場合に薬剤師を置くということであるが、国がこの基準（医師が常時3人）を設定した根拠はなにか。
- 国の方は、専属の薬剤師を「置かなければならない」とあるが、岡山市の条例では「置くこととする」になっている。この違いで解釈も違ってくるのではないか。
- 院外処方する場合は、専属の薬剤師は必要ないのではないか。